

【目次】

第Ⅱ章 全体構想	23
1. まちづくりの目標	23
(1) まちづくりの将来像	23
(2) まちづくりの基本方針	24
(3) 将来のまちの骨格（将来都市構造）	26
2. 将来人口	32
3. 分野別方針	33
(1) まちの健全な土地利用（土地利用分野）	34
(2) 便利で快適な道路や交通施設等の整備（道路交通分野）	40
(3) 住み良い暮らしを育む市街地整備（市街地整備分野）	46
(4) 緑と水の織り成す潤いある都市整備（緑・景観分野）	50
(5) 人と自然にやさしい都市整備（安心・安全・環境共生分野）	56

第Ⅱ章 全体構想

朝霞市全体のまちづくりの将来像を描くとともに、
分野別に方針を定めます。



1. まちづくりの目標

まちづくりの目標は、概ね20年先に向けて、朝霞市が目指すべき将来イメージを示すものです。ここでは、まちづくりにあたっての基本的な考え方と、まちづくりを進めるうえでの統一的な目標概念となる「将来像」や、その実現のために具体的に目指すべき柱となる「基本方針」、まちづくりの骨格を示す「将来都市構造」をそれぞれ設定します。

(1) まちづくりの将来像

第3次朝霞市総合振興計画においてまちづくりの基本理念として掲げられている「暮らし優先・人間尊重のまちづくり」、「創造力と活力のあるまちづくり」、「個性的で魅力あるまちづくり」を前提とし、多くの人々が行き交うにぎやかなまちの顔を持ち、心と体が安らげるまち、朝霞市民が生涯にわたり住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指し、本市の「まちづくりの将来像（テーマ）」を以下のとおりとします。

人と暮らし・自然が活きるまち “あさか”

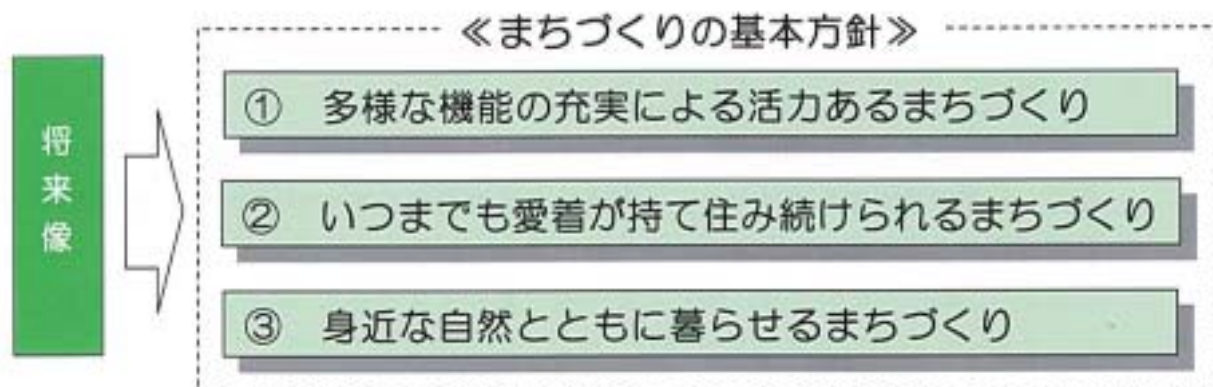
将来像をふまえたまちづくりの基本的な考え方は・・・

- 交通の利便性が高いことから、東京都心や隣接都市との結びつきを活かしつつ、本市の個性を高め、多様な交流を生み出していく。
- 本市の活力維持とともに子供からお年寄りまで、各年代がバランスよく住みつづけられるまちをつくる。
- 市街化の進行によりかつての緑が失われたとはいえ、まだ多く残る緑地や農地など残存する貴重な自然空間を守り、育て、市民生活に潤いをもたらす自然との共生にも資する要素としてより一層活かしていく。
- 将来的な広域交通網の充実をふまえ、残存する大規模未利用地を重要な要素として位置づけ、これからのまちづくりに活かしていく。
- 21世紀のまちづくりは、行政主導型の都市基盤整備による開発から市民の発意による身近な生活空間づくりを重視し、市民と行政がともに創っていく。

・・・ことを目指します。

(2) まちづくりの基本方針

まちづくりの将来像を具体的に実現していくための方策を検討する枠組みをまちづくりの基本方針として、以下の3点に整理します。



① 多様な機能の充実による活力あるまちづくり

▶本市には鉄道交通による交通利便性の高さがあり、また、大学等の立地により若者の流入も比較的多くなっています。その反面、就業人口・買物客の流出も見られることから、本市の吸引力を高め、今後も都市活力を生み出していくよう駅周辺施設の魅力の充実や買い物利便性の向上を図ります。また、本市の周辺には東京外かく環状道路が通り、国道254号バイパスの整備が計画されるなど、新たな交通基盤の整備によるまちづくりへの波及効果も期待されます。

▶キャンプ朝霞跡地などの新たなまちづくり資源の活用や、隣接都市との連携による一体的な交通ネットワークの強化、また、駅周辺地区など本市の顔となる拠点的な地区の活性化により、本市としての個性を確立していきます。

- 住機能のみならず、文化・娯楽・福祉等多様な機能の充実
- 商業集積によるまちの拠点づくり（朝霞駅周辺整備など）
- キャンプ朝霞跡地等の活用・内間木地区の都市基盤整備等の促進
- 隣接都市との連携強化（和光市、志木市、新座市など）

②いつまでも愛着が持て住み続けられるまちづくり

- ▶本市は交通条件などから、東京都心や県都さいたま市などへの利便性が高く、主に東京都区部への通勤者が居住するベッドタウンとして発展してきました。今後は、比較的若い流入人口の世代構成から急速に高齢化が進むと考えられ、高齢化への対応とともに、良好なコミュニティ（地域共同体）維持の観点から子供世代が住み続けられることが必要です。このため、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）の普及啓発、防犯対策、子育て支援環境の充実など人にやさしく安心な環境づくりを進めます。
- ▶無秩序に市街地が拡大したため、道路などの都市基盤整備が不十分で狭小住宅や木造住宅の密集した地域も見られることから、道路などの整備と一体となった市街地の改善により防災性を向上させるとともに、住宅地のまちなみ形成、緑豊かな歩行者空間の形成など、より質の高い環境づくりを目指します。

- 防災・防犯対策等もふまえた安全・安心な住環境整備の充実
- 高齢者・障害者・子育て世代など、誰もが住みやすい生活環境の形成
- まちなみ景観、アメニティ（居住環境快適性）の向上等、より質の高い環境づくり

③身近な自然とともに暮らせるまちづくり

- ▶人口増加にともなう住宅地開発等による市街化が進行し、年々減少してはいるものの、農地や斜面林などの緑地が比較的多く残存しています。これらの緑地は都市の緑・景観・防災・雨水の浸透など多面的機能を持つ空間として、市民に潤いをもたらす重要な要素であるため、これらの保全に努めます。また、農地については後継者等の不足などから減少傾向にありますが、残存する農地の保全を図るとともに、利用者・地権者の意向把握や借地利用の可能性の検討を進め、市街地と農地が複合し市民が気軽に「農」にふれられる場として活用していきます。
- ▶市内には荒川、新河岸川、黒目川、越戸川が流れ、市内各所に点在する湧水とともに、貴重な水辺空間となっています。水に触れられる親水空間の整備や河川に連なる歩行路の整備などを進め、緑の保全とあわせ市民が身近に自然が感じられる環境づくりを進めます。
- ▶河川沿いの低地は、水害の危険性が高く、浸水被害が発生している地域も存在するため、河川改修や排水機能の向上を図ります。また、河川およびそれに連なる緑地・街路樹など軸状に一体性をもつ緑の形成を図ります。
- ▶公園については、土地区画整理事業地区などで計画的に整備されていますが、古い年代に形成された市街地などでは不足が見られます。また、全市民などを対象とするような広域的な利用に供する公園も不足することから、これらの確保に努め、充実を図っていきます。

- 斜面林や市街地に残存する緑の保全・活用
- 生産緑地地区、市民農園利用など農地の多面的な保全・活用
- 水辺空間と一体となった自然軸（河川や緑などを結ぶ空間）の形成と市街地内とのネットワーク強化
- 拠点的な公園等の確保

(3) 将来のまちの骨格（将来都市構造）

将来都市構造とは、目指すべきまちの将来像を実現するため、本市の特徴・課題をふまえた将来あるべき「まちの骨格イメージ」を明らかにするものです。

①基本的な考え方

1) 都市構造に関する現状認識

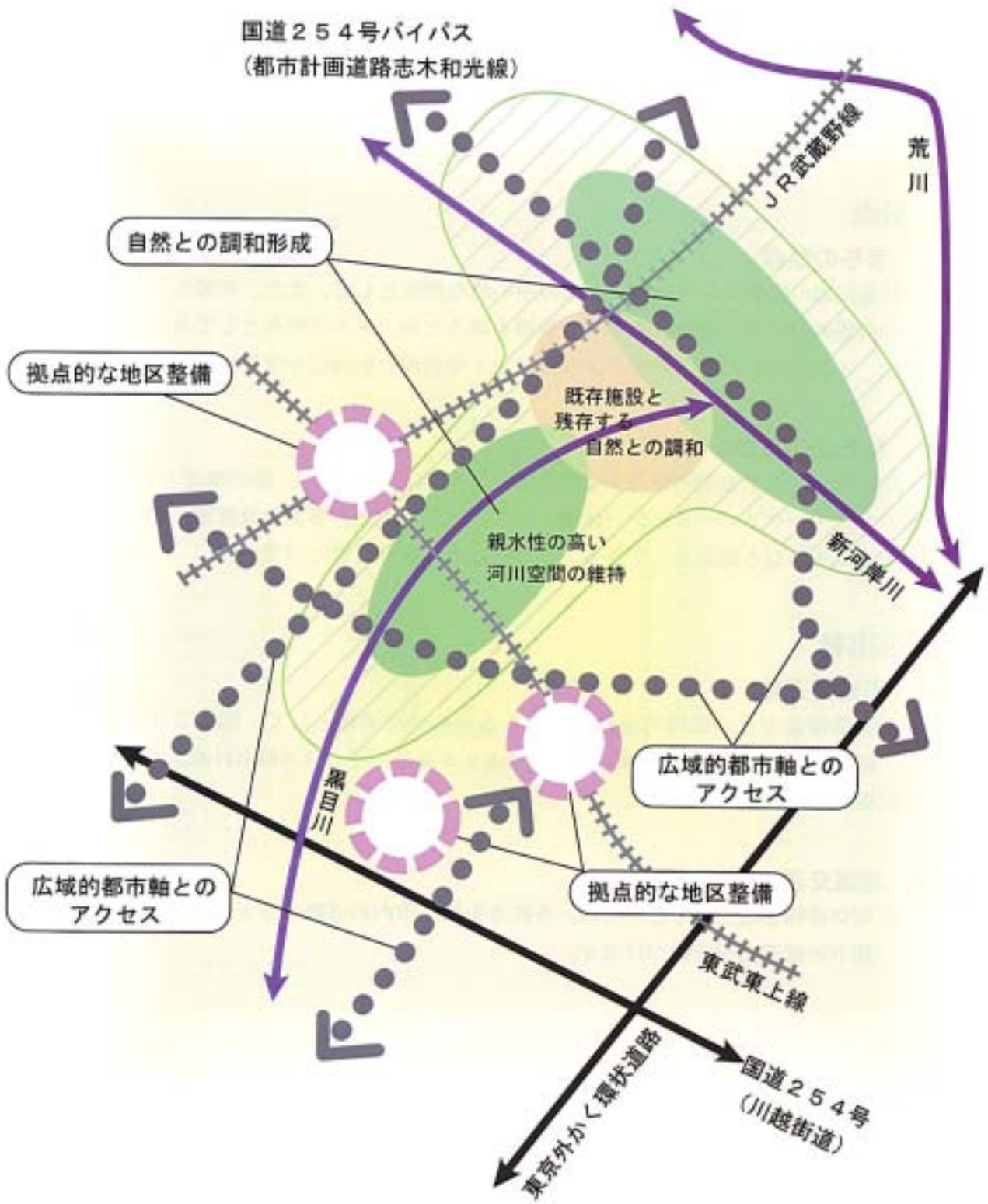
- ▶ 鉄道駅を中心として、台地部全体に市街地が拡大し形成されたため、本市の拠点的な土地利用が不明確な面があります。
- ▶ 新河岸川、黒目川に沿った低地部では、河川敷の緑地や農地が残存する自然的土地利用となっていますが、施設立地も進行しています。
- ▶ 新河岸川北部では依然、農地が多く残されていますが、工場や各種施設など住宅以外の利用も比較的多くなっています。
- ▶ 本市の東西方向にはJR武蔵野線と黒目川が、また、中央部を南北方向に東武東上線が通り鉄道・河川により十字状に軸が形成され、市街地の分断要素ともなっています。また、国道・県道などの道路網が本市の周辺に構成されています。

2) 将来都市構造設定の考え方

現状認識により将来都市構造の設定にあたっては、以下の点をふまえるものとします。

- 市街地内に商業・文化などの機能を集積させる拠点的な地区の整備を図ります。
- 市のほぼ中央部を流れる黒目川と新河岸川を基軸にして、その河川周辺の市街化調整区域における地域特性に応じたゾーンを形成します。
- 現状の市街地の土地利用を維持しながら、住と農、住と工などのバランスのとれた市街地の形成を図ります。
- 広域的な交通軸や駅など交通結節点と市街地内を有機的に結び、本市内外の連携・交流を図るための道路網の形成を図ります。

【将来都市構造の概念図】



②将来都市構造

都市構造の構成要素としては、今後の主要な都市整備の効果的な投資や各種の都市機能集積を図るための「拠点」、市内および隣接都市との連携や生活に潤いをもたらす自然要素の保全を図るための「都市軸」、都市的利用および自然的利用の区分や面的な広がりを表す「ゾーン」をそれぞれ設定します。

1) 拠点

i. まちの拠点

鉄道交通の利便性を活かした本市の中心的地域として、また、地域生活の玄関口としての機能の強化や商業施設等の立地誘導を図るため、まちの拠点として東武東上線朝霞駅周辺、JR武蔵野線北朝霞駅および東武東上線朝霞台駅周辺を位置づけます。

ii. 新たなまちづくり拠点

既存の周辺公共施設の活用およびそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や、市の文化・レクリエーション（休養・娯楽）的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点としてキャンプ朝霞跡地地区を位置づけます。

2) 都市軸

i. 広域交通軸

主に隣接都市との広域的交流を促進するための交通軸として、国道254号（川越街道・都市計画道路 東京小諸線）および国道254号バイパス（都市計画道路 志木和光線）を位置づけます。

ii. 地域交通軸

広域交通軸を補完するとともに、各拠点を結ぶ市内の道路ネットワーク軸として県道および都市計画道路を位置づけます。

iii. 水と緑の軸

水と緑を主にした自然的要素とふれあえる空間づくりを促進するよう、市の北東部を流れる荒川と新河岸川、中央部を流れる黒目川、市の南東部を流れる越戸川の4つの河川とそれらの沿岸を含めて、本市の中心的水と緑の軸として位置づけます。

3) ゾーン

i. 市街地ゾーン

住宅地・商業地・工業地それぞれの区分に応じた適正な土地利用を図る市街地の範囲として次の3つを設定します。

a) 商業系ゾーン

魅力ある商業環境の形成、商業業務機能の集積を図るよう、現在指定されている商業系用途地域の範囲を位置づけます。

b) 工業系ゾーン

住工混在による市街地環境の悪化と相互機能の阻害の防止に努めるため、現在指定されている工業系用途地域の範囲を位置づけます。

c) 住居系ゾーン

現在指定されている住居系用途地域の範囲を位置づけます。なお、旧暫定逆線引き地区については、その区域の特性をふまえつつ、適正な土地利用を目指すことから本ゾーンに位置づけます。

ii. 自然空間保全ゾーン

河川など水辺空間や緑地・農地の適切な保全とともに、周辺環境に調和するレクリエーション（休養・娯楽）活動の場としての活用を図るよう、黒目川と新河岸川周辺に広がる市街化調整区域を位置づけます。

iii. 緑地保全ゾーン

自然的要素とふれあえる空間として位置づけ、水と緑の軸とあわせ、自然環境の保全に努める荒川近郊緑地保全区域を位置づけます。

iv. 自然と共存する公共施設等ゾーン

残存する自然的要素の維持とともに、教育・レクリエーション（休養・娯楽）機能の充実の両立を図るよう、東洋大学、湯〜ぐうじょう（憩いの湯）、わくわくどーむ（健康増進センター）等の教育施設や公共施設の立地する黒目川と新河岸川沿いの市街化調整区域一帯を位置づけます。

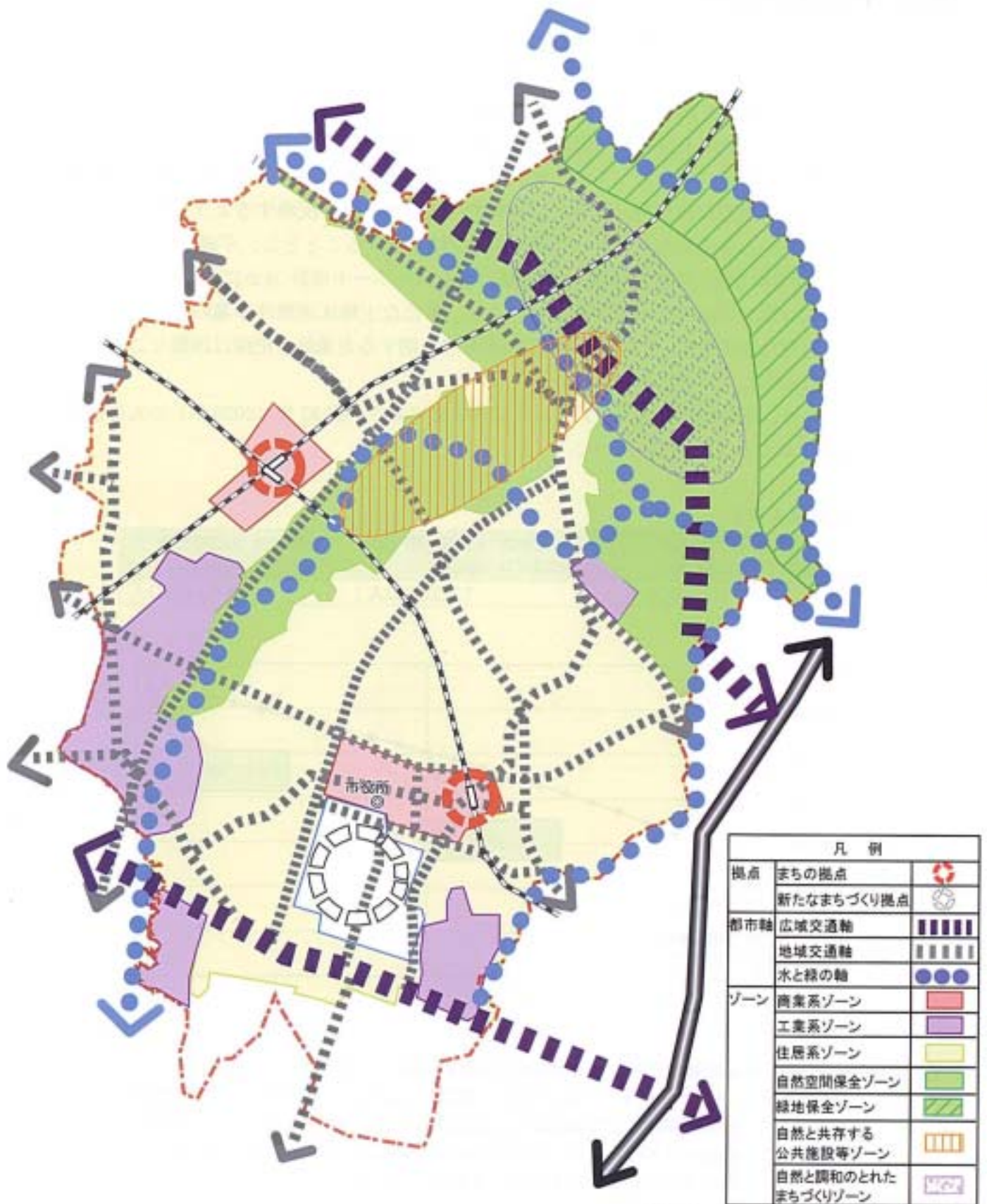
v. 自然と調和のとれたまちづくりゾーン

既存の集落地環境の維持・向上とともに、国道254号バイパス（都市計画道路 志木和光線）整備による沿道土地利用の検討や、残存する自然資源の保全などを一体的に図るゾーンとして荒川、新河岸川に挟まれる内間木地区を位置づけます。

【将来都市構造のまとめ】

構成	種類	内容	
拠点	まちの拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・東武東上線朝霞駅周辺 ・JR武蔵野線北朝霞駅と東武東上線朝霞台駅周辺 	
	新たなまちづくり拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ朝霞跡地 	
都市軸	広域交通軸	<ul style="list-style-type: none"> ・国道254号（川越街道・都市計画道路 東京小諸線） ・国道254号バイパス（都市計画道路 志木和光線） 	
	地域交通軸	<ul style="list-style-type: none"> ・県道、都市計画道路 	
	水と緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川、新河岸川、黒目川、越戸川 	
ゾーン	市街地ゾーン	商業系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現在指定されている商業系用途地域の範囲
		工業系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現在指定されている工業系用途地域の範囲
		住居系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現在指定されている住居系用途地域の範囲および旧暫定逆線引き地区
	自然空間保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・黒目川、新河岸川周辺に拡がる市街化調整区域 	
	緑地保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・河川とその沿岸および荒川近郊緑地保全区域 	
	自然と共存する公共施設等ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・黒目川と新河岸川沿いの教育施設や公共施設の立地する市街化調整区域一帯 	
	自然と調和のとれたまちづくりゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・内間木地区の一部 	

【将来都市構造図】



注)ゾーンは概ねの範囲を示すものです。

2. 将来人口

本市の人口は平成16年(2004年)1月時点において123,564人です。全国の人口は平成18年(2006年)をピークに減少に転じると推計されている一方、埼玉県では平成27年(2015年)までの増加が想定されており(注1)、県内人口としては今後もわずかながら増加基調にあります。また、本市の人口も増加傾向にありますが、近年増加率は沈静化しています。

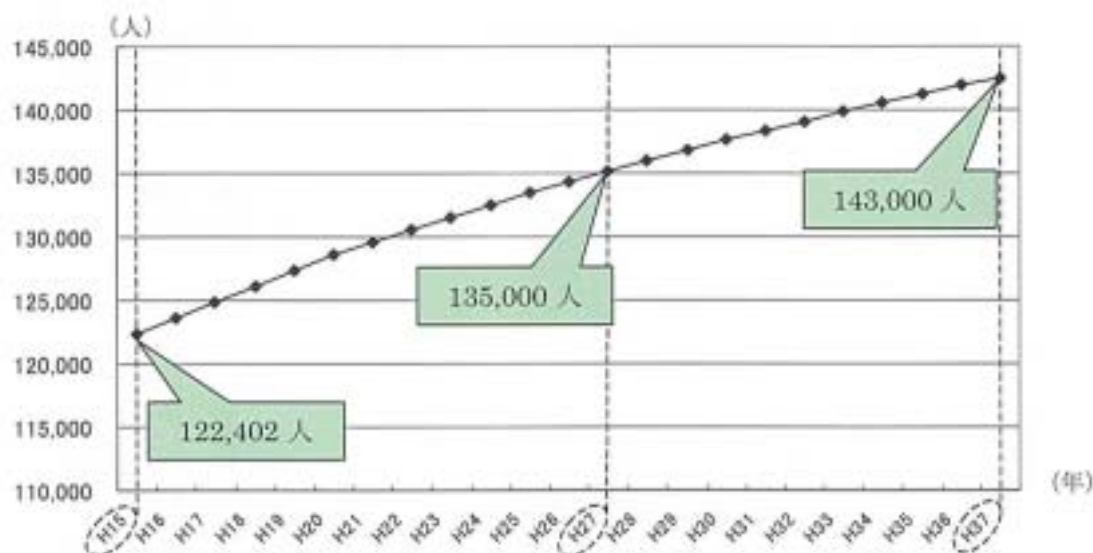
都市計画マスタープランとしての将来人口は、関連する各種の計画値や検討値との比較をふまえて、できるだけ直近に、そして実態的な人口の流動を反映するよう、過去における実人口の趨勢から将来動向を算出し目標年次まで積み上げることとし、平成10年(1998年)および平成15年(2003年)の住民基本台帳値によるコーホート推計(注2)により算出しました。

なお、人口増加の要因となる開発については、新たな土地区画整理事業の実施による新たな市街地整備は想定せず、また、個々の民間開発等に関する定量的な把握は困難なことから、本推計では加味しないこととします。

以上により、都市計画マスタープランの目標年次である平成37年(2025年)の人口をおよそ143,000人と推計します。

【将来人口】

推計基準年次 人口 平成15年(2003年)	中間年次 人口推計値 平成27年(2015年)	目標年次 人口推計値 平成37年(2025年)
122,402人	135,000人	143,000人



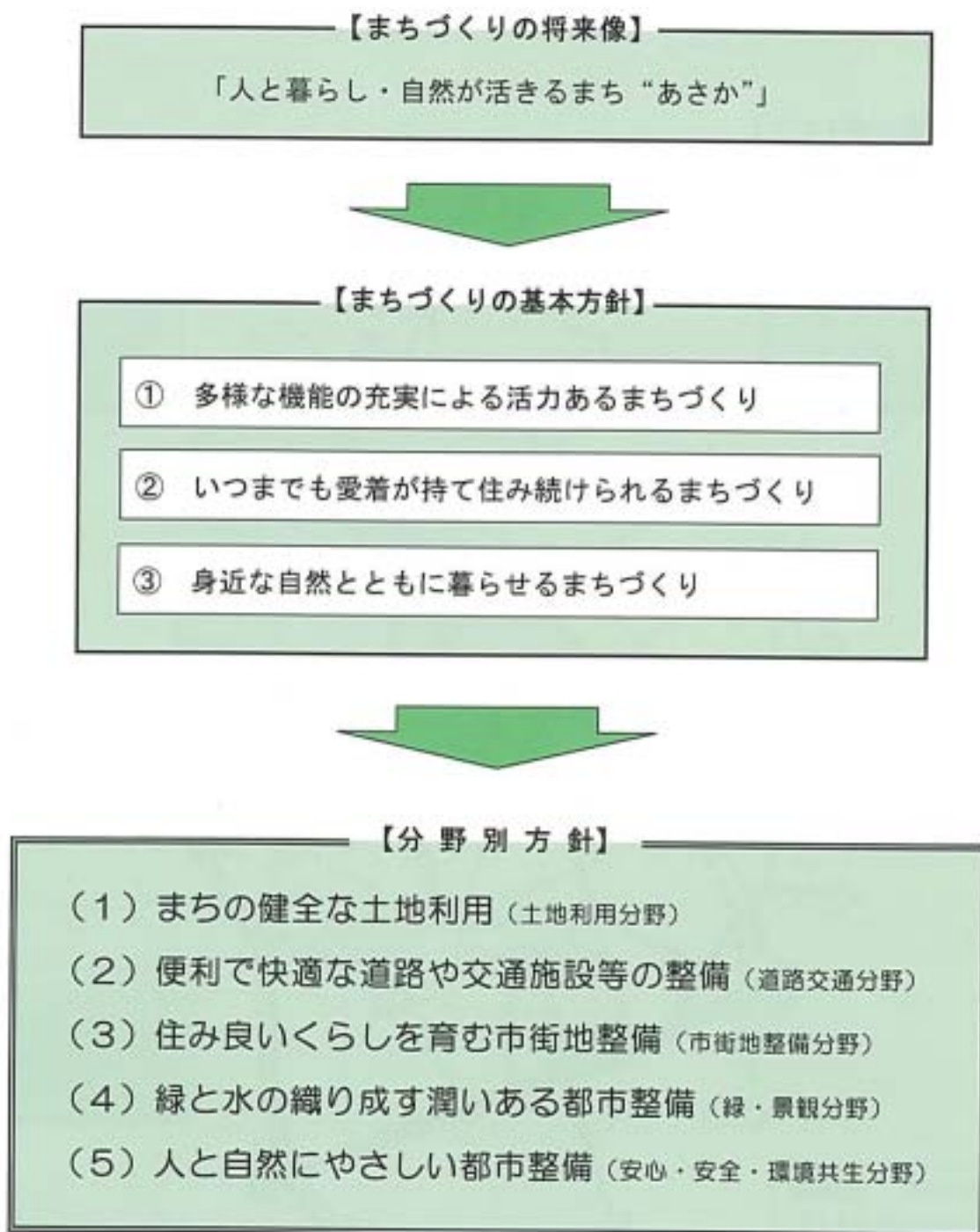
注1：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成14年3月推計)」

注2：コーホート推計…「コーホート」とは、「群れ・集団」の意味で、人口学では、同時発生した出生・結婚などの集団のことを言います。コーホート推計は、その集合ごとの過去における実績人口の趨勢から「変化率」を求め、変化率に基づき将来の人口動向を算出し予測する方法を言います。

3. 分野別方針

《分野別方針の設定》

まちづくりの基本方針を具体的に展開するための方向を示すため、以下の5つの分野別に目標を設定します。



（１）まちの健全な土地利用（土地利用分野）

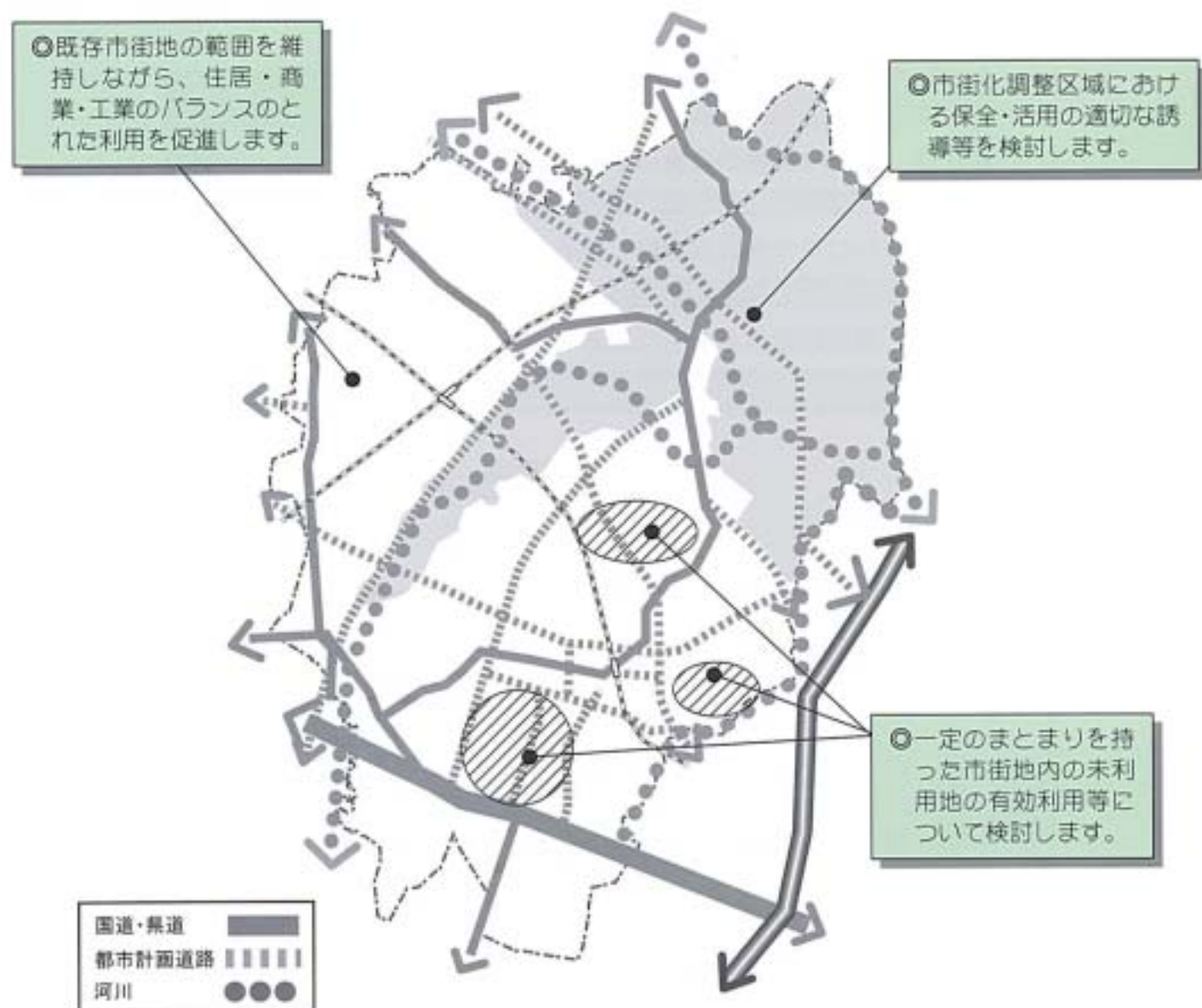
①目標

1) 基本的な考え方

まちの限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、公共施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保します。また、市街地を公共交通機関の利便性の高い地域を中心にまとまりのある形でまとめるとともに、市街地の周辺は、都市的土地利用の無秩序な拡散を防止し、農業環境・自然的環境との共生を図ります。

【本分野のポイント】

（※図は概念および例示であり該当箇所全てを示すものではありません。）



2) 分野の目標

Ⅰ. 市街地の適正な利用

鉄道駅周辺など公共交通機関の利便性の高い地域を中心に、市街化の状況、公共施設の整備状況を勘案しつつ、効率的な土地利用を進めます。

住宅地等については既存の規制・誘導手法を今後も維持し、また、住居の環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、住居の専用性を高めます。

一定規模以上の立地は制限されているものの、工業や商業などと住居が混在している地区もあるため、異なる用途の混在による環境悪化を防止しつつ、秩序ある土地・建物の利用を図ります。

Ⅱ. 市街地周辺の適性な利用

市街地の周辺に指定されている市街化調整区域については、市街化の抑制や優良な農地や良好な自然的環境の保全を基本とします。

また、まちの活力、利便性を確保するために積極的に受け入れるべきものは、良好な環境を維持するための建築形態制限を保持し、利用の集約化や一定水準の都市基盤施設の整備を図る制度などを活用して支援・誘導を図ります。

【目 標】	⇒	【方 針】
Ⅰ.市街地の適正な利用	⇒	1)住宅系利用
	⇒	2)商業業務系利用
	⇒	3)工業系利用
Ⅱ.市街地周辺の適性な利用 (市街化調整区域の整序)	⇒	4)荒川近郊緑地保全区域等の大規模緑地
	⇒	5)周辺自然環境等と調和する施設地区 (東洋大学周辺、その他)
	⇒	6)計画的利用を促進すべき地区 (キャンプ朝霞跡地・旧暫定逆線引き地区等)
	⇒	7)集落地・農地等

②土地利用分野の方針

1) 住宅系利用

i. 低層住宅地

宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川沿いや農地等と一体となった自然環境と調和する低層住宅地として、低密度主体の土地利用により住環境を維持します。

ii. 中高層住宅地

低層住宅地以外の住宅地については、中高層住宅地における良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態（規模）や用途に配慮した適切な誘導を図ります。

iii. 幹線道路沿道地区

国道・県道等の比較的広幅員を有する幹線道路沿道においては、周辺環境との調和や、沿道にあたる建築物の外観、看板・照明などのデザインの協調・ルール化等による沿道景観形成の向上に配慮しながら、自動車利用および地域生活の利便性向上に資する商業機能を許容し、日常生活を支える諸サービス機能を身近に備え地域の利便性を向上する住環境を持つ市街地形成を進めます。

2) 商業業務系利用

i. 朝霞駅周辺

朝霞駅周辺の道路や駅前広場など都市基盤整備の推進と、商店街の活性化に向け、不足業種の充実・空洞化対策や、商業業務機能の充実を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進します。また、駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や個性的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性に配慮した環境づくりに努めます。

より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業核の形成を図ることなどにより、本市全体の商業力向上を図ります。

ii. 北朝霞・朝霞台駅周辺

北朝霞地区地区計画による商業業務系施設の誘導を今後も維持するとともに、周辺の住環境との調和にも配慮していきます。

さらに駅利用者や周辺居住者など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ多様な人々の需要を満たす魅力的、かつ複合的な機能の充実を促進します。

iii. その他の商業地

市内各地区の既存商店街については地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行に対応し安心して買物ができる空間の形成、地区内商業地の充実、利便性の向上を目指します。

3) 工業系利用

工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止します。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。

4) 荒川近郊緑地保全区域等の大規模緑地

荒川河川敷および朝霞パブリックゴルフ場一帯には、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーション（休養・娯楽）の場としての活用を図ります。

5) 周辺自然環境等と調和する施設地区

i. 公共施設系

主に黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむ（健康増進センター）、はあとびあ（総合福祉センター）などの施設の立地を活かし、今後も公共的な施設利用を維持するとともに、周辺の住宅地や鉄道駅からのアクセス（接続）性の向上および各施設周辺に残存する農地・自然環境との調和を図ります。

ii. 産業関連施設系

主に上内間木における工場や倉庫等の立地が進む地区については、隣接する既存集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）等の周辺環境への配慮や環境悪化の防止とともに、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。



【幸町の住宅地】



【北朝霞・朝霞台駅周辺の商業地】

6) 計画的利用を促進すべき地区

i. キャンプ朝霞跡地

国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換したことにとともない、全市的な利用の観点から多面的な利用可能性の検討を行います。検討にあたっては、議会や市内の各種団体の代表などによる検討委員会を設置し、市民参画を図りながら具体的な議論を進めていきます。

ii. 旧暫定逆線引き地区

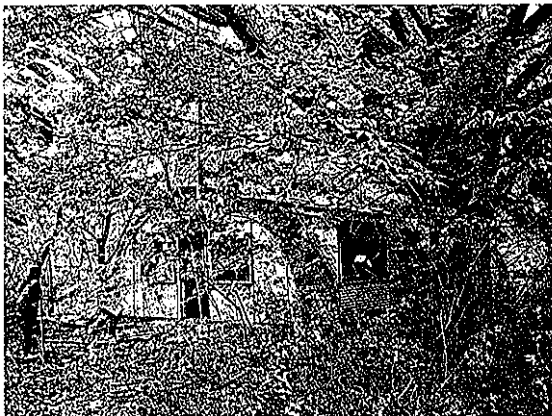
旧暫定逆線引き地区については、その運用が廃止されたため指定されている各区域については当面、現在の環境を維持しつつ関係地権者等と協議のもとに望ましい土地利用の方向について検討します。

iii. 河川周辺

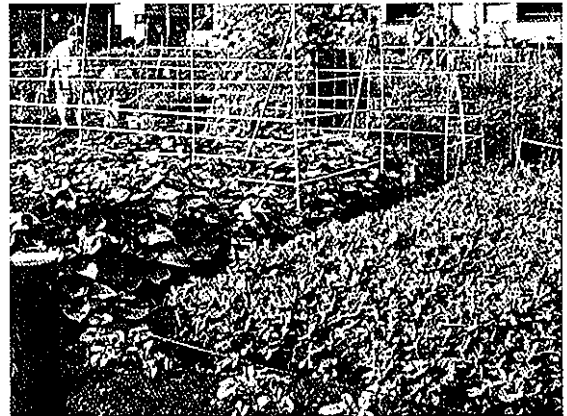
黒目川、新河岸川等の河川周辺については、親水空間の整備や自然環境を活かし、人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての整備を検討します。

7) 集落地・農地等

集落や農地等が残存している地区においては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）としての環境の維持・向上を図ります。また、貴重な自然的資源として農地の維持・保全を図ります。

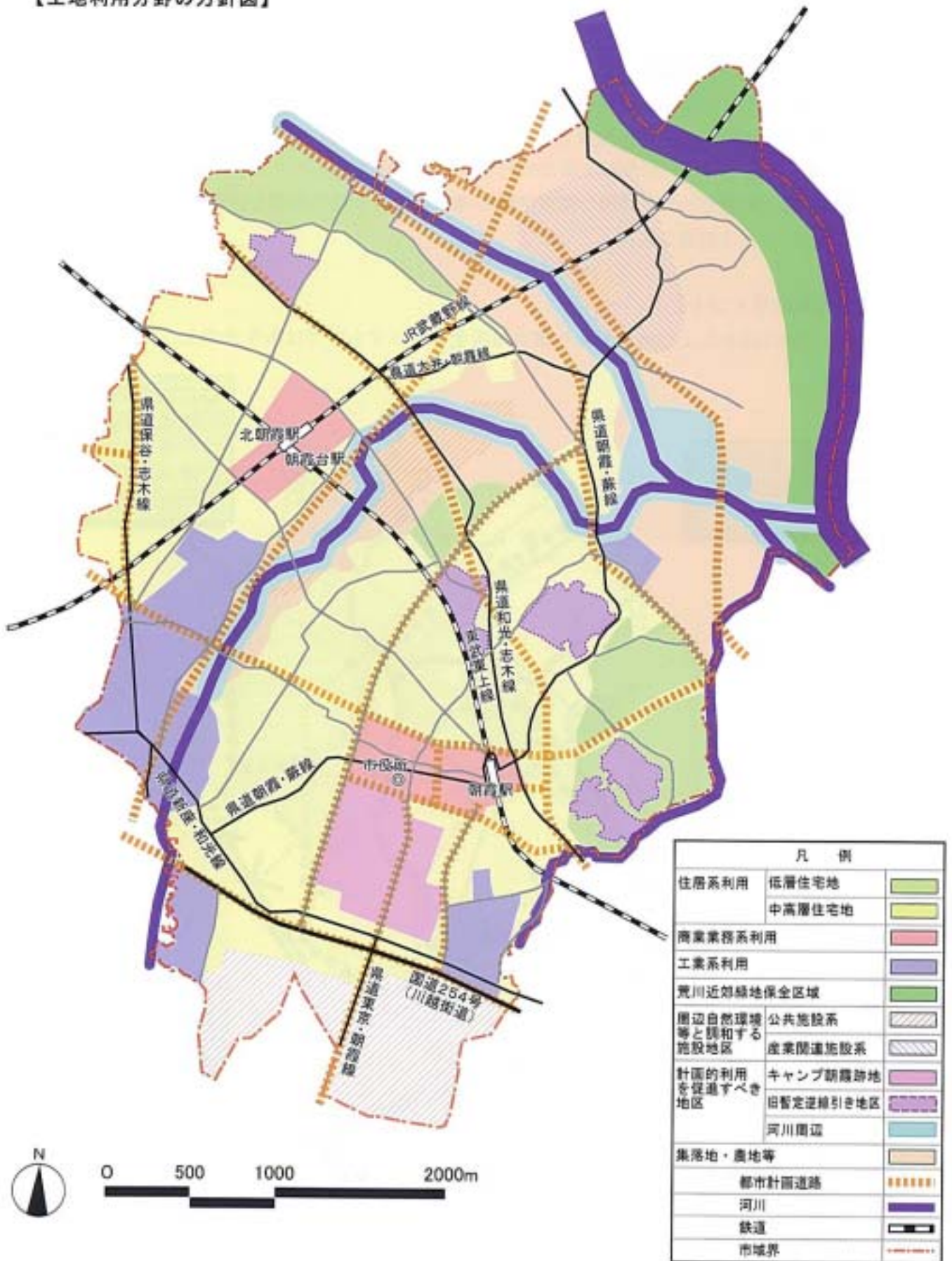


【キャンプ朝霞跡地】



【西原の市民農園】

【土地利用分野の方針図】



（２）便利で快適な道路や交通施設等の整備（道路交通分野）

①目標

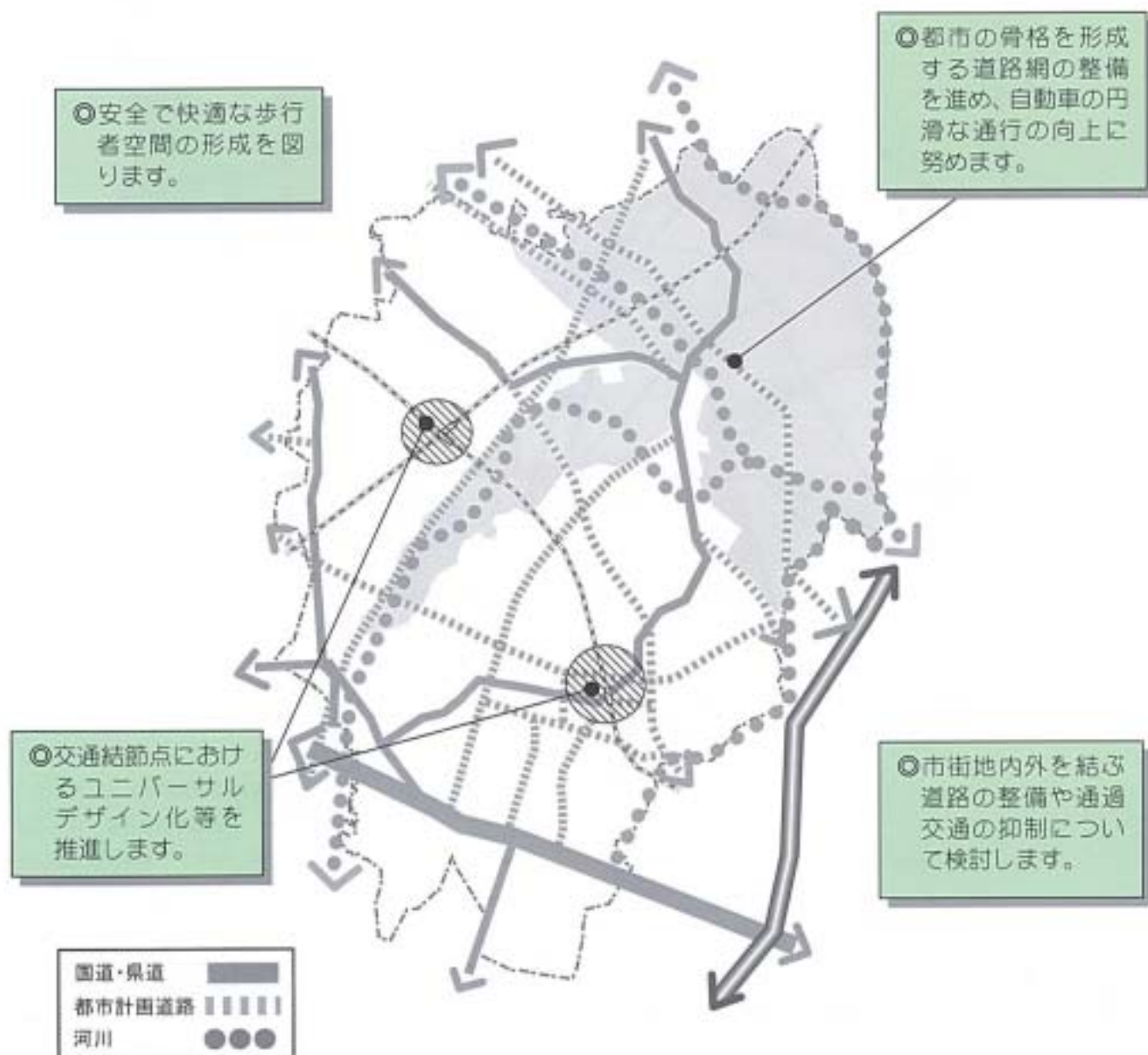
1) 基本的な考え方

本市全体の公共交通、自動車、自転車、歩行者等の各機能が適切に役割分担された交通体系の確立を目指し、各交通施設を総合的・一体的に配置し、整備を進めます。

道路・交通施設は、安全で快適な歩行者空間の形成を図るとともに、望ましい道路規模と配置間隔に配慮しつつ、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保持し、都市内の骨格軸を形成するよう整備します。

【本分野のポイント】

（※図は概念および例示であり該当箇所全てを示すものではありません。）



2) 分野の目標

Ⅰ. やさしさに配慮した道づくり

子供から高齢者・障害者等を含めたすべての人が円滑に移動できる環境整備や、安全で快適な歩行者空間の形成を図ります。

また、地域の住環境にも配慮し、良好な都市環境を形成するよう都市計画道路を中心に歩道、植樹帯等を備えた道路の整備を進めます。

Ⅱ. まちの骨格となる道路づくり

本市と主要都市、市内の各地域を結び自動車交通の円滑化により、人・物・情報の交流、隣接都市との連携強化や市街地の土地利用の促進を図ります。また、災害時における火災の延焼防止には一定程度の空地の存在が不可欠となるため、防災機能の向上にも資する幹線道路網を国道・県道・都市計画道路を中心に形成します。また、整備の早期着手を目指すため、より効率的に実現が可能な計画路線へのルート見直し検討の必要性も鑑み、地域住民等の意向を踏まえながら、隣接市等と調整していきます。

Ⅲ. 良好な交通環境づくり

日常生活に身近な道路は、まちの骨格となる道路との役割分担に配慮し、時間帯規制や一方通行等の検討を含め、住宅地内の通過交通の流入が抑制されるよう配置し、整備します。

安全で快適な交通環境を確保するために、住宅地内において自動車の交通量や速度の抑制対策を地域住民からの要望に基づきその対策を講じていきます。

【目 標】	⇒	【方 針】
Ⅰ. やさしさに配慮した道づくり	⇒	1) 全ての人にやさしい交通環境の整備
	⇒	2) 環境・景観に配慮した交通環境の整備
	⇒	3) 歩行者空間の整備
Ⅱ. まちの骨格となる道路づくり	⇒	4) 幹線道路網の整備
Ⅲ. 良好な交通環境づくり	⇒	5) 安全・快適な道路の整備
	⇒	6) 公共交通網等の充実・整備
	⇒	7) その他交通施設等の充実・整備
	⇒	8) 新たな公共交通システムの導入検討

② 道路交通分野の方針

1) 全ての人にやさしい交通環境の整備

すべての人が円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性に配慮した駅舎や公共交通車両等の施設整備を促進します。

主要道路における歩道整備や交差点改良を推進するとともに、交通規制やハンプ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更等について検討し、関係機関へ働きかけていきます。

2) 環境・景観に配慮した交通環境の整備

道路は都市内における貴重な公共的な空間であり、豊かな歩道や植樹帯は公園・緑地とあいまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路および沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、植樹帯、ポケットパークの整備に努めます。

3) 歩行者空間の整備

あらゆる歩行者が安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指します。また、河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設等へ歩行者および自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図ります。

都市計画道路などを利用し、街路樹等の緑を配した歩行者帯など、災害時における役割も含めた歩行者空間の確保を図ります。



【国道254号（川越街道）】



【公園通り（中央公民館付近）】

4) 幹線道路網の整備

Ⅰ. 広域幹線道路

関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセス（接続）性と、県内主要都市間および市内各地域間の相互の交通を集約し処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていきます。

（対象道路）

国道254号（川越街道・都市計画道路 東京小諸線）

国道254号バイパス（都市計画道路 志木和光線）

Ⅱ. 都市内幹線道路

都市内幹線道路は、市内各地域間および主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう適切に配置し、整備を進めます。

また、市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。

（対象道路）

都市計画道路（広域幹線道路を除く。）

県道

主要市道

5) 安全・快適な道路の整備

Ⅰ. 身近な生活道路の整備

良好な地区の交通環境を形成するとともに、地域の防災・日照・通風等の環境を確保するよう市街地の整備状況や自動車交通とのバランスを考慮し、地区の特性に応じた適切な交通安全施設等の整備を進めます。

地域住民の意向を踏まえた私道の活用調整や、道路里親制度等の活用を検討します。

快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して道路を美しく保つ等、道路の維持・管理意識の向上を促進します。

Ⅱ. 交通規制の改善

身近な生活道路は、交通安全施設整備の充実とともに、住宅地内への自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、児童、高齢者、障害者への対策を重点においた歩行者の安全対策を講じていきます。また、一方通行や時間帯による車両規制などの具体的な方策検討にあたっては、地域住民等の意向を踏まえて進めていきます。

6) 公共交通網等の充実・整備

公共交通サービスの利用圏外となっている地区の解消や、高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、市内循環バス（わくわく号）の運行ルート見直しや拡充を検討するとともに、路線マップや時刻表の配布など、利用促進のための情報提供に努めます。また、隣接都市との連携等による運行サービスの充実についても検討していきます。

民間バス等の公共交通機関の利用を促進するため、事業者に対し輸送力の増強や路線の維持強化を働きかけていきます。

7) その他交通施設等の充実・整備

i. 交通結節点の整備

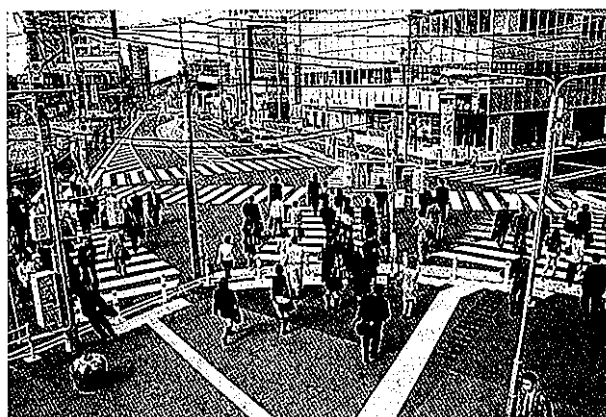
鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス（接続）道路等の整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降場、周辺道路）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化、（例えば車椅子・ベビーカー利用者等誰もが移動しやすいバス・タクシー乗降場の整備や視覚障害者、子ども、高齢者等誰もが理解しやすいサイン（案内掲示板等）の整備等。）を図ります。

ii. 駐車場

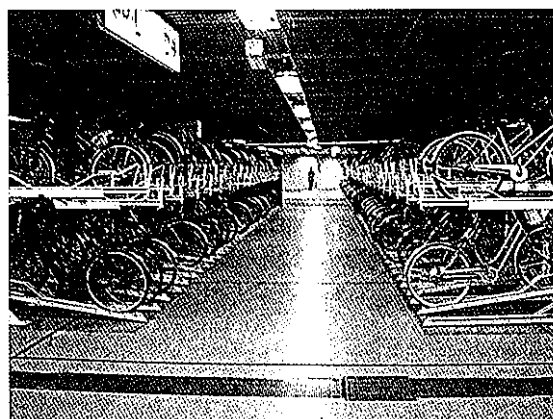
朝霞駅南口および北口の駅前広場における自転車駐車場の整備や、公共・民間の役割分担による駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者等との連携を考慮し、市民が利用しやすい自転車・自動車の駐車場の整備や利用の促進を図ります。

8) 新たな公共交通システムの導入検討

環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを旨とし、本市の総合的な交通環境の改善を図るとともに、自転車や公共交通機関利用への転換促進、低公害車の普及促進など、新たな公共交通システム導入等の検討を進めます。

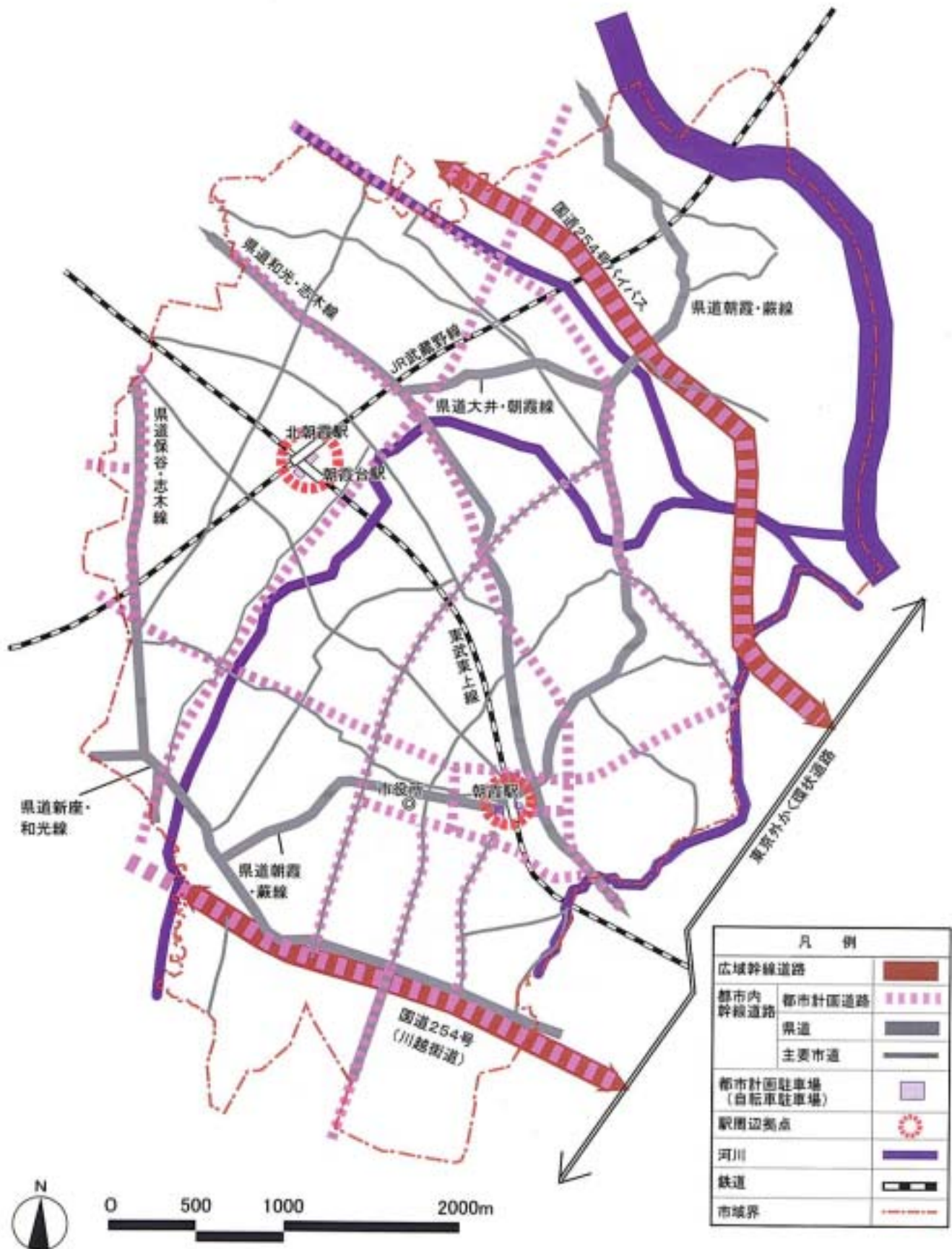


【朝霞駅南口スクランブル交差点】



【北朝霞駅東口地下自転車駐車場】

【道路交通分野の方針図】



（3）住み良いくらしを育む市街地整備（市街地整備分野）

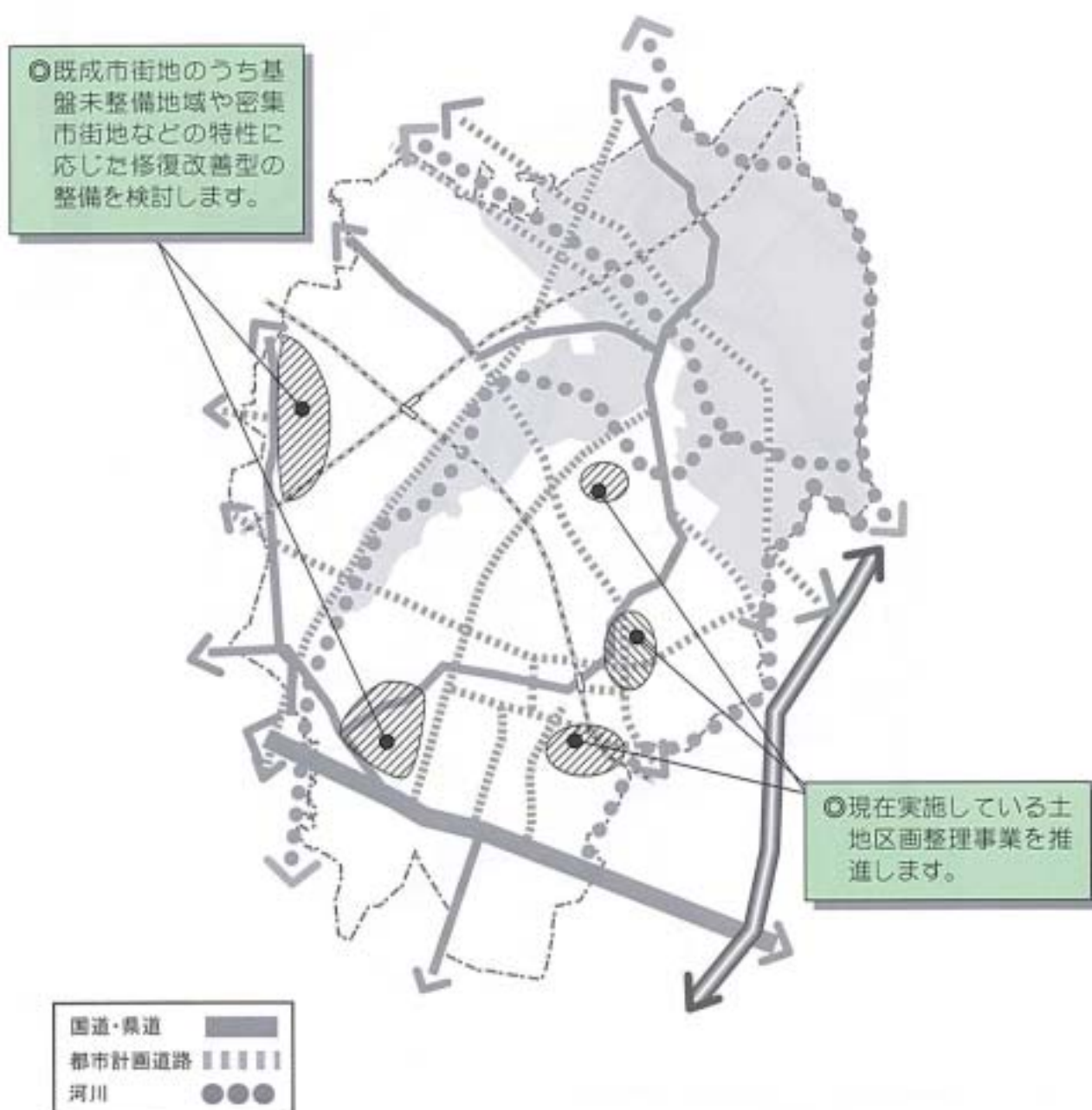
①目標

1）基本的な考え方

市街地の成り立ちを考慮し、土地区画整理事業などの一体的な面整備や、小規模単位での改善を積み重ねるなど選択的な整備により、適正な宅地利用や公共施設の整備改善とともに、まちの防災、健康、衛生環境面などに配慮したバランスのとれた住環境の向上を図ります。

【本分野のポイント】

（※図は概念および例示であり該当箇所全てを示すものではありません。）



2) 分野の目標

i. 特性に応じた市街地づくり

現在実施している土地区画整理事業の推進とともに、地区計画や任意協定などの規制・誘導手法も含め地区の状況に応じた最適な手法を総合的に検討し、良好な市街地環境の維持・向上を図ります。

ii. 上・下水道施設の確保

最も基本的な生活基盤である上水道の維持管理、公共用水域の水質の保全をはじめ、都市の健全な衛生環境を維持するうえで必要不可欠な施設である下水道の整備を推進します。

【目 標】

i. 特性に応じた市街地づくり

- ⇒ 1) 土地区画整理事業を実施している地区
 ⇒ 2) 基盤整備の検討地区
 ⇒ 3) 土地区画整理事業の完了地区

ii. 上・下水道施設の確保

- ⇒ 4) 上・下水道の整備・充実



【北朝霞駅東口】



【朝霞水門】

②市街地整備分野の方針

1) 土地区画整理事業を実施している地区

現在実施している土地区画整理事業地区については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。

（対象地区）

広沢土地区画整理事業（市施行） 向山土地区画整理事業（組合施行）
根岸台五丁目土地区画整理事業（組合施行）

2) 基盤整備の検討地区

狭あい道路（幅員4m未満）が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られ、木造住宅などが密集する地区については、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。敷地・建物の共同化や既存住宅の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上を進めます。

3) 土地区画整理事業の完了地区

土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、基盤整備による土地利用の質の向上を維持し、より高めていくため、建て詰まり（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在の程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出します。

（対象地区）

北朝霞土地区画整理事業 本町一丁目土地区画整理事業 越戸土地区画整理事業

4) 上・下水道の整備・充実

i. 上水道

既存水源の有効活用、浄水施設・配水管路等の適切な維持・管理とともに、災害時対応をふまえた配水管の耐震性向上を図ります。

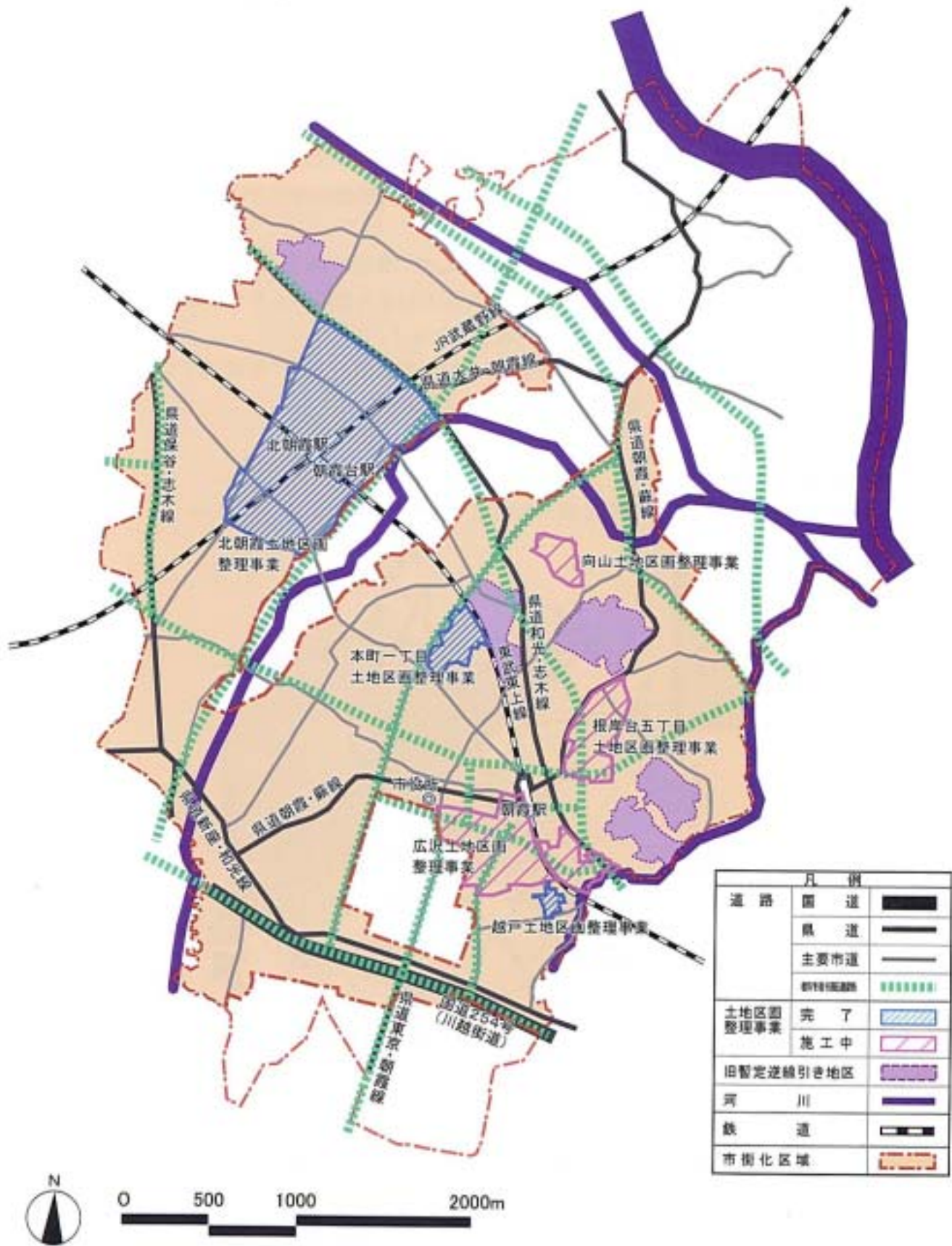
災害時に備え、浄水場など施設の耐震性向上や、市内にある東京都朝霞浄水場との連携についても検討を進めます。また、災害時の飲料水等確保の観点から、井戸や地下水を使用している事業者・所有者等に対する協力が得られるための協定等の整備を進めます。

ii. 公共下水道（汚水・雨水）

下水道は、汚水の排除や公共用水域の水質保全、衛生的な環境の維持、健全な水循環の確保など多くの役割を担っています。今後も、市街化の動向および都市基盤の整備状況との整合を十分に図るとともに、河川改修と整合を図りながら、下水道の未整備地域および浸水被害の多発している地区における排水施設等の整備を図ります。

また、下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、下水道の普及に対する取り組みを進めます。

【市街地整備分野の方針図】



（４）緑と水の織り成す潤いある都市整備（緑・景観分野）

①目標

1) 基本的な考え方

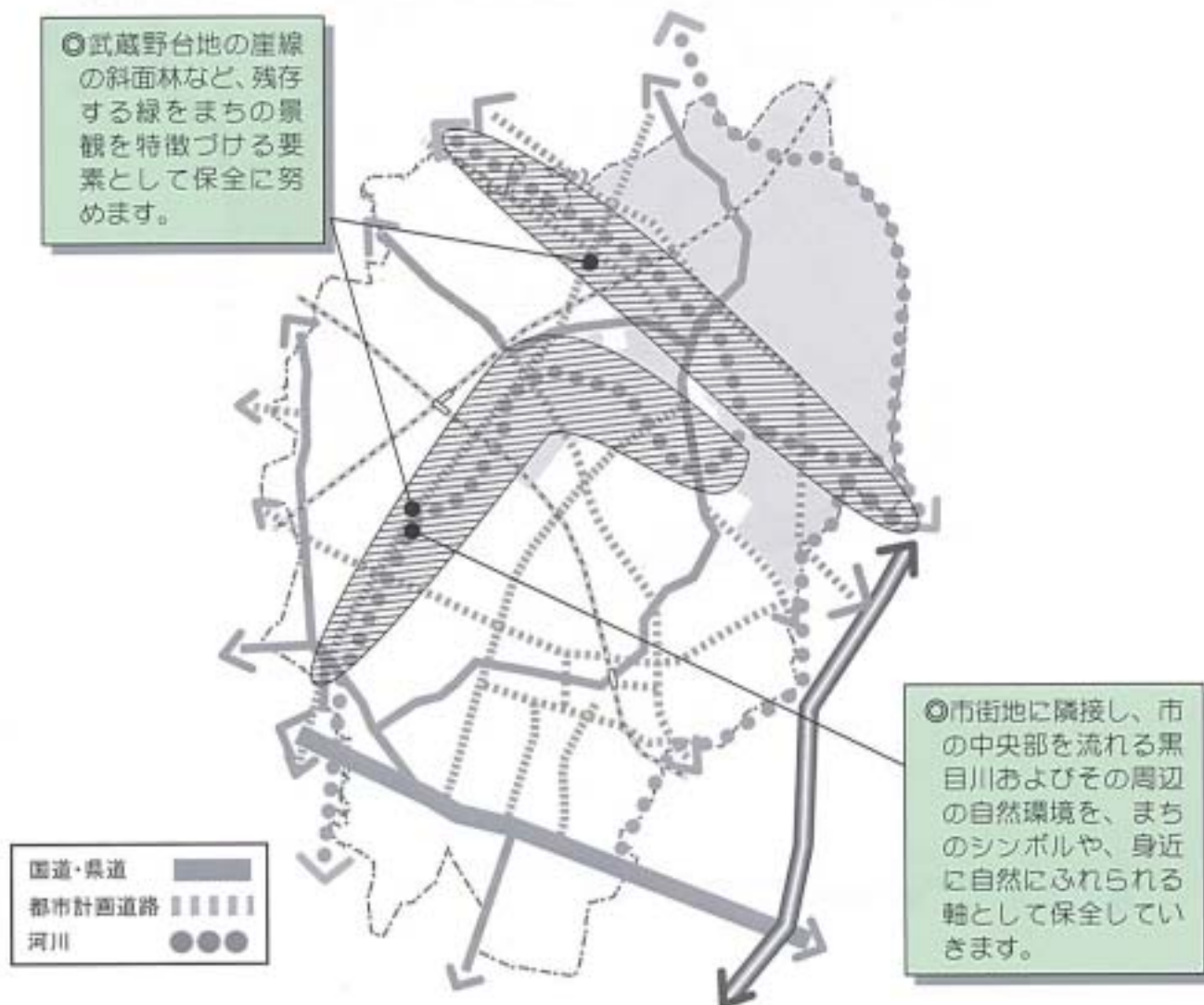
本市には、他市に誇るべき多くの湧水と4つの河川、武蔵野台地の崖線に斜面林が残り特徴的な緑と水の要素となっています。これらの保全に努めるほか、道路を含めた公共公益施設の緑化、民有地の緑保全の誘導・支援といった多様な手法を用い緑の確保を図ります。また、ヒートアイランド対策、生物の生態系の保全、防災性の向上といった観点からも緑のオープンスペース（空地）の確保を図ります。

都市基盤整備の推進にあわせ、住宅都市としての景観の保全と向上を図り、地域住民との合意形成のもと、自然と調和し統一のとれた美しいまちなみづくりや地域の資源を活かしつつ、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図ります。

埼玉県が策定した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で位置づけている目標水準を目指し、総合的な緑づくりを進めます。

【本分野のポイント】

（※図は概念および例示であり該当箇所全てを示すものではありません。）



2) 分野の目標

i. まちの骨格となる緑づくり

本市の緑を特徴づけている要素の保全・継承に努めるとともに、市民の日常的な憩いや余暇活動、健康づくりなどの需要に対応するよう、朝霞市緑の基本計画に基づき公園・緑地の計画的な整備・保全および都市の緑化に関する施策を総合的に推進します。また、農業振興や農地に係る制度により農地を保全し、適正な利用・活用を図ります。

ii. 潤いのある生活環境づくり

多様な生態系を確保するうえで公園・緑地が果たす役割や少子高齢化に対応した公園の質の向上や付属施設の需要等をふまえて、身近な公園・緑地の適正な配置・整備に努めるとともに、主要な公園・緑地や湧水などを結ぶ道路、河川などを軸にした緑と水辺のネットワークづくりに努めます。また、日常的な生活空間である住宅地の景観の維持・創出を図ります。

iii. まちの魅力を生み出す景観づくり

広域的な幹線道路や、鉄道駅周辺などの拠点的な区域を「シンボル」的に演出するとともに、市の個性を表出し多くの人びとが交流するにふさわしい空間づくりを進めます。

伝統的な行事が行われる社寺や文化財、斜面林など、歴史的風土を景観資源として保全・活用していきます。

【目 標】	【方 針】
i. まちの骨格となる緑づくり	⇒ 1) 武蔵野の原風景を継承する緑の保全
	⇒ 2) 市民生活の潤いとしての農地の保全
	⇒ 3) 計画的な緑づくり
ii. 潤いのある生活環境づくり	⇒ 4) 水と緑のネットワークの充実
	⇒ 5) 水と緑の潤いある市街地の形成
iii. まちの魅力を生み出す景観づくり	⇒ 6) まちの潤いとなる景観形成
	⇒ 7) 地域資源を活かした景観形成

②緑・景観分野の方針

1) 武蔵野の原風景を継承する緑の保全

武蔵野台地の崖線に残存する斜面林等は、武蔵野の風景を残す貴重な緑地であり、生態系や景観、また、防災面でも重要な要素であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定拡充や朝霞市みどりの基金制度の活用により、緑地の保全および緑化の推進に努めます。

屋敷林・社寺林や企業所有地など、地域の特徴ある景観形成に資するまとまりのある樹林についても資源として位置づけ、本市の個性ある景観の保全・創出を図ります。

2) 市民生活の潤いとしての農地の保全

市街化調整区域内の農地については、農業振興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進します。

市街化区域内の生産緑地については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地としての保全を優先します。

遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあいや農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、借地利用の可能性についての検討や市民農園などによる農地の有効活用を進めます。

3) 計画的な緑づくり

i. 身近な公園等の維持・充実

公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民のレクリエーション（憩いの場）空間の確保、美しい都市景観の形成など多面的な機能を持ち、良好な都市環境を保持し、円滑な都市活動を支え、都市生活の安全性・防災性・利便性・快適性を確保するうえで基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画・配置し、整備を推進します。

また、身近に安全な子どもの遊び場を確保するため、既に管理が行われている児童遊園地などの充実を図ります。

ii. 市のシンボルとなる公園・緑地の整備

朝霞駅から国道254号（川越街道）周辺の地区については、キャンプ朝霞跡地、教育・文化施設、市役所等の公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的規模の大きい公園が多く分布することから、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑の核として位置づけます。

4) 水と緑のネットワークの充実

市内中央部を流れる黒目川の堤防上については、県の河川改修(総合治水対策事業)にあわせ、並木や現地の植生にあった樹木のある遊歩道としての整備の推進とともに、周辺の農地残存地等の活用による植栽等の一体的な整備について、関係機関や市民との協議を進めます。

河川を軸にし、周辺の緑や公園との連携する歩行路(遊歩道)の整備を検討します。また、既存の公共施設や交通拠点を結ぶ主要な道路については、街路樹や植樹帯の設置など緑化を進め、市内の一体的な水と緑のネットワークの強化を図ります。

本市と近隣市との連携を図り、公園や河川等の一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

5) 水と緑の潤いのある市街地の形成

朝霞市緑の基本計画で示されている緑化の推進に努めます。また、マンションをはじめ宅地の開発に際しては、朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱に基づき、その用途・規模などに応じて一定量の緑地確保を指導するなど、緑化の促進に努めます。また、地域住民の発意・合意形成のもと、更なる市街地の緑化促進に向けたルールづくりも有効であることから、その啓発を図ります。

公共施設については敷地内の緑化を推進するとともに、民間企業の大規模施設や空地等においても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与します。

自然とふれあえる水辺環境の確保・充実のため、市内各所に点在する湧水については、その保全・活用を図ります。荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討します。



【青葉台公園】



【桜並木と黒目川】

6) まちの潤いとなる景観形成

i. 主要な拠点・軸の形成

キャンプ朝霞跡地や朝霞調節池などについては、市民が身近に自然に触れ、親しむ場としての利活用を図ります。また、朝霞駅および北朝霞・朝霞台駅周辺については、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図り、朝霞駅南口および北口の駅前広場については、その整備とあわせ電線類の地中化を推進します。

国道・県道、都市計画道路など主な幹線道路は、沿道の建築物のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりを進めます。

ii. 土地区画整理事業地区

土地区画整理事業等の進捗にあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった良好な市街地景観の形成を図ります。また、シンボリックな道路や眺望の優れた道路等については、電線類の地中化についても検討します。

iii. 公共施設

地域に身近な学校や公民館などの公共施設においては、周辺環境に馴染むような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備等による統一観や連続性の演出を図るなど、地域の景観形成のモデルともなるように努めます。

7) 地域資源を活かした景観形成

i. 地域に身近な資源の活用

個性あるまちなみを創出するため、緑や坂道などを活かした景観形成を図ります。斜面林や湧水などの自然資源、川越街道膝折宿や社寺および民家・屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を成す景観形成に重要な要素であることから、これらの資源の活用を検討します。

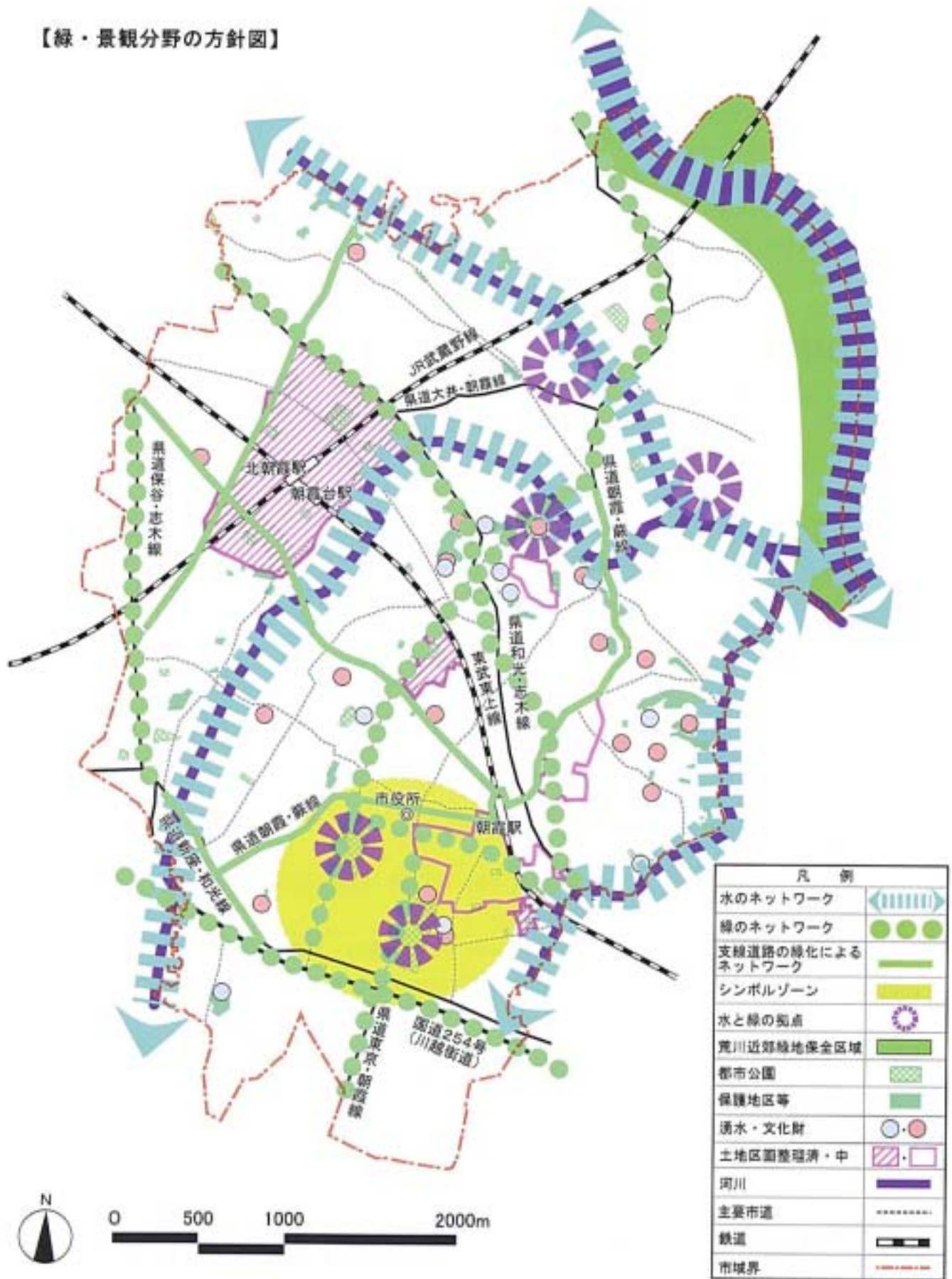
また、整備された柵塚古墳歴史広場とともに、旧高橋家住宅等の既に計画されている歴史資源の整備・活用を推進します。

残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物等については、所有者の意向等をふまえて、まちづくり資源としての保護・活用等を検討します。

ii. 市民参加による景観づくり

生活に最も身近な空間となる住宅地においては、生垣助成等の充実検討や、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、潤いと落ち着きのある良好な景観を誘導します。また、商店街や工業地周辺においては、商店街内の道路や工業施設周辺の緑化支援などを充実し、緑と花による演出を図ります。

【緑・景観分野の方針図】



※文化財：無形文化財・古文書・絵図除く。

（5）人と自然にやさしい都市整備（安心・安全・環境共生分野）

①目標

1）基本的な考え方

地震・火災など災害の被害を最小限に抑えるとともに、予防と災害発生時における組織的な初期対応のため地域における防災対策を促進します。また、安心・安全に暮らせる防犯環境づくりを進めます。

誰もが安心・安全かつ快適に住み続けられ、すべての人・生き物にやさしく、環境面への配慮が行き届いた持続性のある循環型社会の形成を目指します。

2）分野の目標

i. 災害や犯罪に強いまちづくり

地震・火災等に強い市街地の形成や、市街地における保水機能の強化を進めます。
犯罪発生が増加に対応した犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

ii. すべての人にやさしいまちづくり

誰もが使いやすい施設への改良や誰もが理解しやすいサイン（案内掲示板等）の導入など、ユニバーサル（誰もが快適に利用できる）デザインによるまちづくりを推進し、高齢者・障害者はもとより、すべての人・生き物にやさしく、誰もが安心して快適に暮らせる社会の実現を図ります。

iii. 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

自然との共生や地球環境への負荷を軽減する観点から、循環型まちづくりのための取り組みを推進します。

【目 標】

【方 針】

i. 災害や犯罪に強いまちづくり	⇒	1) 災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり
	⇒	2) 避難場所・避難道路の確保
	⇒	3) 市街地における防犯機能の向上
ii. すべての人にやさしいまちづくり	⇒	4) コンパクトで利便性の高い生活環境整備
	⇒	5) 身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進
	⇒	6) ライフステージにあわせた住環境形成
iii. 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	⇒	7) 環境に配慮した施設等の整備
	⇒	8) 環境にやさしいまちづくりに向けた活動の推進

②安心・安全・環境共生分野の方針

1) 災害(地震・火災・水害)に強いまちづくり

i. 市街地における防災性の向上

木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、未接道な(建築基準法上の道路に接していない)住宅地、狭あい道路(幅員4m未満)や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース(空地)が確保されていないことから、ミニ区画整理事業(比較的小規模な地区における土地区画整理事業)や地区計画等により建築物の不燃化、耐震化、共同化等を促進するとともに、あわせて道路、公園等の都市基盤の整備を地区特性に応じて推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図ります。

幹線道路、公園・緑地、河川、鉄道は、延焼遮断(市街地を区切り火災の延焼拡大を防止する。)帯としての機能を有するため、これらのネットワーク形成の整備・充実について検討します。

ii. 商業業務地における不燃化の促進

鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。

iii. 水害に強いまちづくり

家屋浸水や道路冠水等の解消を図るため、雨水・排水施設、水路等の計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。

道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発に際しては調整池などの雨水流出抑制施設の設置を誘導するとともに、住宅地における緑化や雨水浸透ますの設置等の促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図ります。

存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能等を勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除の機能向上を図ります。

iv. ライフライン施設の安全化

都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給が出来るよう安全性・信頼性の向上を促進します。

v. 自主防災組織等の整備

地域における防災活動の推進を図るため、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進します。また市民一人ひとりの参加意識の向上が重要であることから、自主防災活動の重要性や役割を啓発するとともに、災害時の受け入れ態勢の整備などボランティア活動の環境整備、ボランティアの育成、普及を図ります。

2) 避難場所・避難道路の確保

i. 避難場所等の確保

朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園等については、防災備蓄倉庫等の整備や耐震診断等の調査実施と、その結果に基づく改修を進め、施設の耐震対策を計画的に推進します。

市民センターなど、新たな避難場所の指定についても検討を進めるとともに、帰宅困難者のための一時避難空間の確保、公園・緑地などについては自主防災活動の拠点（地域コミュニティ強化拠点）・避難地など多様な機能をもつオープンスペース（空地）としての整備を促進します。また、今後、市街地の広がりや災害危険性の変化などに伴い、随時、適切な避難場所の確保に努めます。

さらにキャンプ朝霞跡地については、避難地としての空地の確保など防災にも配慮した多面的活用の検討に努めます。

ii. 避難道路の確保

災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所に到達できる道路や、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が進入できない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討します。また、今後の宅地開発に際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行います。

災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地等の防災緑地の整備に努めます。

3) 市街地における防犯機能の向上

犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園等の公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。

道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、犯防の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

また、防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、防犯パトロール隊等の組織の育成や、建物やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努めます。

4) コンパクトで利便性の高い生活環境整備

居住・就業機能のみならず、商業・行政・医療・福祉・教育・娯楽等の多様な機能集積に資する土地利用を計画的に配置・誘導し、また、鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進や利便性の向上を図り、過度に自動車に依存することなく日常の生活活動が比較的狭いより身近なところで可能となる小規模でも充実した市街地の形成を目指します。

5) 身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進

高齢者・障害者に限定せず、すべての人が円滑に移動できるよう、利便性および安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消等に配慮した安全な歩行者空間の確保に努めます。

埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院・福祉施設・商業施設・マンション・学校等、多くの人々が利用する建築物のユニバーサル（誰もが快適に利用できる）デザイン化（例えば車椅子・ベビーカー利用者等でも移動できる空間の整備、玄関・廊下などの段差解消や、誘導用ブロックの設置等。）を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進します。

また、ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、すべての人が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進めます。

6) ライフステージにあわせた住環境形成

市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう、必要な支援策を検討します。

入居が敬遠されがちな高齢者等の居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進します。

高齢者・障害者等の自立や介護に対応した住宅の普及を促進し、加齢等によって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるようユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化などへの支援体制の充実を図ります。

公営住宅については、住宅に困窮する市民の他、特に高齢者や低所得者に向けた住戸の供給の充実を検討します。



【出初め式の消防車散水】



【段差のないエントランス(総合福祉センター)】

7) 環境に配慮した施設等の整備

地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅等の整備のあり方について検討します。

また、一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体等および再資源化など、建設工事に係るリサイクルを一層促進します。

健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置、地下水のかん養（水が自然にしみこむこと。）を図るための貯留施設や浸透施設等の普及など、まちづくりにおける一体的な促進を検討します。

また、地産地消の効果や、適切な森林の保全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化および県産木材の利用拡大を促進していることを踏まえ、本市においてもその促進を検討します。

8) 環境にやさしいまちづくりに向けた活動の推進

市民・企業・行政等の各主体が、自らの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えていることを認識したうえで、それぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、具体的に行動することが求められています。こうした環境にやさしいまちづくりに向けた活動を促進するための情報提供や支援の充実を進めます。

地区計画や建築協定等のまちづくりルールを活用し、市民・企業・行政が連携し、安全、環境、景観に配慮した良好な居住環境の改善・整備を進めます。



【ボランティアの清掃活動】



【防犯パトロール活動】



【花の植樹活動】